

(令和8年2月16日揭示済み)

## 草津市告示第29号

草津市物価高騰対応くらし応援給付金給付事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和8年2月19日

草津市長 橋川 渉

草津市物価高騰対応くらし応援給付金  
給付事業実施要綱

(目的)

第1条 「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～(令和7年11月21日閣議決定)で拡充された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(以下「重点支援地方交付金」という。)を活用し、食料品等の物価高騰による市民の負担軽減を図ることを目的に実施する草津市物価高騰対応くらし応援給付金給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「給付金」とは、重点支援地方交付金における食料品の物価高騰における特別加算を活用した給付金であって、本市から給付するものをいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、令和8年1月1日(以下「基準日」という。)において、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(給付額)

第4条 給付金の額は、1人あたり8,000円とする。

(受給代表者)

第5条 給付金は、給付対象者の属する世帯ごとに、当該世帯の世帯主を受給代表者として給付する。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者または市長が特に認め

る者)を受給代表者として給付する。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)および老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

3 市長は、給付対象者からの申出により、当該給付対象者の給付金を第1項に規定する受給代表者以外の者へ給付することが適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、物価高騰対応くらし応援給付金支給確認書(別記様式第1号。以下「確認書」という。)により当該給付対象者が指定した者へ当該給付対象者の給付金を給付することができる。

(給付の方式)

第6条 給付金は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより給付する。ただし、第4号および第5号に掲げる方式は、受給代表者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第3号までに掲げる方式による給付が困難な場合に限るものとする。

(1) 公的給付支給等口座振込方式 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき取得した公的給付支給等口座に振り込む方式

(2) 過去給付金指定口座振込方式 草津市特別定額給付金給付事業実施要綱(令和2年草津市告示第179号)に基づく給付のために受給代表者から指定され、振込を行った金融機関の口座に振り込む方式(前号の公的給付支給等口座が登録されている場合を除く。)

(3) 指定口座振込方式 受給代表者が確認書または受取口座変更登録届(別記様式第2号。以下「受取口座変更登録届」という。)を、郵送もしくはインターネット経由により、または、本

市の窓口において提出し、当該受給代表者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(4) 窓口現金給付方式 受給代表者が受取口座変更登録届に必要な事項を記入したものを郵送により、または、本市の窓口において提出し、当該窓口で現金を交付することにより給付する方式

(5) 現金書留給付方式 受給代表者が現金書留給付申請書（別記様式第3号）を郵送により提出し、現金書留で現金を交付することにより給付する方式

2 受給代表者は、前項第3号の方式による場合にあつては通帳の写しその他の振込先口座が確認できる書類を、同項第4号または第5号の方式による場合にあつては公的身分証明書の写し等を、提出または提示しなければならない。

（手続が不要な給付）

第7条 市長は、前条第1項第1号または第2号の方式により給付することができる受給代表者に対し、物価高騰対応くらし応援給付金支給のお知らせ（別記様式第4号。以下「支給のお知らせ」という。）により、給付金を給付する旨の通知を行うものとする。

2 前項の通知を受けた受給代表者のうち、振込先口座の変更を希望するものにあつては受取口座変更登録届を、給付金の受給を辞退するものにあつては支給のお知らせに必要な事項を記入したものを、郵送もしくはインターネット経由により、または、本市の窓口において提出しなければならない。

3 市長は、第1項の通知を行った受給代表者のうち、令和8年3月10日までに前項に規定する書類の提出がないものについては、受給の意思があるものとみなし、速やかに給付金を給付するものとする。

（手続が必要な給付）

第8条 給付金の給付を受けようとする受給代表者（前条第3項の規定により給付金の給付を受ける者を除く。）は、令和8年6月1日までに、第6条第1項第3号から第5号までの各号に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、内容を確認の上、速やかに給付金を給付するものとする。

（代理人）

第9条 受給代表者に代わり、代理人として第7条第

2項または前条第1項の規定による書類の提出ができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点における受給代表者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 親族その他の平素から受給代表者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 代理人は、第7条第2項または前条第1項の規定により書類を提出するときは、確認書にあつては当該確認書の委任欄において委任を受けて、その他の書類にあつては委任状を添付して提出するとともに、本人確認書類として、公的身分証明書の写し等を提出または提示しなければならない。

3 第1項第1号に規定する代理人の代理権の確認は、市長が別に定める方法により行うものとする。

4 第1項第2号および第3号に規定する代理人の代理権の確認は、次の各号に掲げるものにより行うものとする。

(1) 第1項第2号に規定する代理人 次に掲げる書類

ア 戸籍その他親権者であることがわかる公的証明書の写し

イ 成年後見登記制度に基づく未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人はその旨が記載された登記事項証明書の写しその他公的身分証明書の写し

ウ その他市長が認める証明書

(2) 第1項第3号に規定する代理人 本人との関係性がわかる市長が認める書類

（書類を提出しない場合等の取扱い）

第10条 第8条第1項に定める日までに同項に規定する書類を提出しない受給代表者については、給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 第8条第2項の規定により給付を行うにあたり、書類等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず当該書類等の補正が行われず、当該受給代表者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該受給代表者の受給の意向は取り下げられたものとみなす。

3 第6条第1項第1号から第3号までの口座に給付金の振込を行う手続を行ったにもかかわらず、当該口座への振込が口座解約・変更等の事由により市長が別に定める日までに完了できない場合は、当該受給代表者の受給の意向は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた者に対しては、給付を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第12条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条に規定する給付金の返還については、なお従前の例による。

別記

様式第1号（第5条第3項、第6条第1項第3号、第9条第2項関係）

年 月 日

草津市長

物価高騰対応くらし応援給付金支給確認書

草津市では、令和8年1月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている市民に対し物価高騰対応くらし応援給付金（市民1人に対し8,000円）を支給します。

給付金の受取意思確認と支給口座の確認のため本確認書を送付致します。

以下の内容を確認いただき、令和8年6月1日（月）16時45分まで【必着】に手続きを行ってください。

※上記の回答期限までに返信がない場合および返送した確認書に不備があり草津市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

支給日：
支給額： 円（世帯員 人 × 8,000円）
支給方法：
支給口座：

オンライン、郵送、窓口にて手続きを行ってください※詳細は下記を参照ください
※速やかに給付をするため、世帯員全員分を一括して世帯主様の口座に振込みます。

世帯主ID：
受取確認番号：

①【オンラインでの申請】

裏面記載の二次元コードより申請フォームにアクセスし手続きを行ってください

②【郵送での申請】

下記項目を記載し本支給確認書・本人確認資料写し・口座情報確認資料を同封の返信用封筒にて送付してください※詳細は裏面をご覧ください

○署名欄

物価高騰対応くらし応援給付金の支給を希望します。
世帯主氏名 確認日 令和 年 月 日 連絡先電話番号

○受取口座記入欄※下欄に記載の上、振込先金融機関口座情報確認資料を添付してください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く) 金融機関コード 支店名 支店コード 分類 口座番号
ゆうちょ銀行 通帳記号 通帳番号
口座名義 (カナ) ※通帳の表記に合わせてください。

【お問い合わせ先】

物価高騰対応くらし応援給付金コールセンター 077-561-2422

**受取口座の指定**

※支給は草津市が確認書を受理した日から約1ヶ月後が目安となります。

**申請期限：令和8年6月1日（月）16時45分まで【必着】**

**手続きの方法**

～世帯主本人が行う場合～

①インターネット経由でのオンライン手続き：申請期限までに二次元コードからアクセスし手続きしてください

1. 公金受取口座の登録を行わずに市に受取口座の情報を申請する場合

- 準備するもの： 本通知表面の画像  
 世帯主本人確認書類の画像（下記世帯主本人確認書類参照）  
 受取口座の口座情報が確認できる資料の画像（世帯主様名義の口座を指定してください）  
 （通帳、キャッシュカードの写真等※金融機関、店名・店番、口座名義（カナ）、口座番号が確認できるもの）

2. マイナポータルで公金受取口座を新たに登録し、登録完了を市に報告する場合

- 準備するもの： 本通知表面の画像  
 マイナポータルにて公金受取口座の登録完了したことがわかる画像（スクリーンショット等）

②郵送：申請期限までに本通知に必要な事項を記入し、添付書類とともに返送してください

- 添付するもの： 本通知原本  
 世帯主本人確認書類の写し（下記世帯主本人確認書類参照）  
 受取口座の口座情報が確認できる資料の写し（世帯主様名義の口座を指定してください）  
 （通帳、キャッシュカードの写し等※金融機関、店名・店番、口座名義（カナ）、口座番号が確認できるもの）

③市役所窓口に来庁：申請期限までに窓口に来庁し手続きをお願いします

- 持参するもの： 本通知原本  
 世帯主本人確認書類の写し（下記世帯主本人確認書類参照）  
 受取口座の口座情報が確認できる資料の写し（世帯主様名義の口座を指定してください）  
 （通帳、キャッシュカードの写し等※金融機関、店名・店番、口座名義（カナ）、口座番号が確認できるもの）

～代理人が行う場合～

上記郵送、窓口来庁の場合に必要な資料に加え、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入し、代理人の本人確認書類の写しとともに返送または提出してください

**【代理確認・受給を行う場合】**

代理人	ふりがな	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、物価高騰対応くらし応援給付金			を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	署名 世帯主氏名

注記）令和8年6月1日（月）16時45分までに返信がない場合および返送した確認書に不備があり、草津市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、本給付金の支給を辞退したとみなします。

**世帯主本人(代理人)確認書類**

マイナンバーカード(表面)／運転免許証(表裏)／健康保険資格確認書／年金手帳／介護保険証／パスポート等の写し【いずれか1つ】

- 代理人が申請(請求)・受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し(コピー)も同封ください。
- 代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料も添付してください。

**【お問い合わせ先】**

物価高騰対応くらし応援給付金コールセンター（設置期間：令和8年6月5日(金)まで）  
 TEL：077-561-2422（受付時間：平日午前9時から午後4時45分まで）  
 草津市総合政策部物価高騰対応重点支援室  
 「物価高騰対応くらし応援給付金」窓口（本庁舎1階）

様式第 2 号 (第 6 条第 1 項第 3 号および第 4 号、第 7 条第 2 項関係)

### 受取口座変更登録届 (物価高騰対応くらし応援給付金)

草津市長 宛



#### 1. 届出者 (世帯主本人)

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名	明治・大正・昭和・平成・令和	
	年 月 日	電話 ( )

#### 【注意事項】

- 届出書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、本市が定める期間までに不備が解消されない場合は、物価高騰対応くらし応援給付金が給付されません。

#### 2. 受取口座の変更登録 (原則、1. 届出者名義の口座)

私は、「物価高騰対応くらし応援給付金」が下記の金融機関口座に振り込まれることを希望します。

※下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。長期間入出金のない口座を記入しないでください。

#### 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 5. 協協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。)		通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をご記入ください。	1			

私は、下記の理由により窓口での現金給付を希望します。

- ①金融機関口座を開設していないため
- ②金融機関から著しく離れた場所に居住しているため
- ③その他 ( )

#### 提出書類

『物価高騰対応くらし応援給付金の支給のお知らせの原本または写し(コピー)』

『受取口座(変更)登録届(物価高騰対応くらし応援給付金)』

※本書のことで。必要事項をご記入のうえ提出ください。

『本人確認書類(写し)』

※届出者(本人)の運転免許証(表裏)、マイナンバーカード(表面)、健康保険資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。【いずれか1つ】

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

様式第 3 号 (第 6 条第 1 項第 5 号関係)

現金書留給付申請書(物価高騰対応くらし応援給付金)

草津市長 宛



- 1. 私は、物価高騰対応くらし応援給付金の受給について、下記の理由により、現金書留により受給することを希望します。  
( )のため
- 2. 本申請により、物価高騰対応くらし応援給付金を受給する者が世帯主本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

申請者住所 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_

申請者連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

世帯主本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険資格証明書、マイナンバーカード(表裏)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し (いずれか1つ)

様式第 4 号 (第 7 条第 1 項関係)

年 月 日

草津市長

物価高騰対応くらし応援給付金の支給のお知らせ

草津市では、令和 8 年 1 月 1 日時点で本市の住民基本台帳に登録されている市民に対し物価高騰対応くらし応援給付金(市民 1 人に対し 8,000 円)を支給します。  
※速やかに給付をするため、世帯員全員分を一括して世帯主様の口座に振り込みます。

支給口座：  
 支給額： 円 (世帯員 人 × 8,000 円)  
 支給日：

世帯主 ID：  
 受取確認番号：

■振込口座に変更がない方：手続き不要です

■受取口座の変更または給付金受取辞退を希望される方

給付金の支給にあたって上記口座を解約しているなど、給付金の支給に支障がある場合は振込指定口座を変更するなど手続きが必要となりますので、令和 8 年 3 月 1 0 日(火) 1 6 時 4 5 分までにインターネット経由の電子申請サービス(裏面二次元コードよりアクセス可能です。)もしくは下記【お問い合わせ先】にご連絡いただき手続きを行ってください。  
※詳細は裏面をご確認ください。

注記：令和 8 年 3 月 1 0 日(火) 1 6 時 4 5 分までに受取口座の変更または給付金受取辞退のお申し出がない場合、上記口座に入金いたしますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

物価高騰対応くらし応援給付金コールセンター  
0 7 7 - 5 6 1 - 2 4 2 2

**受取口座の変更または給付金受取辞退を希望される方**

**受取口座の変更を希望される方**

※本通知表面に記載のある口座から受取口座を変更する場合、支給は変更手続き完了後、約1ヶ月後が目安となります。

申請期限：令和8年3月10日（火）16時45分まで【必着】

**手続きの方法**

①インターネット経由でのオンライン手続き：申請期限までに二次元コードからアクセスし手続きしてください

- 準備するもの：  本通知表面の画像  
 世帯主本人確認書類の画像（下記世帯主本人確認書類参照）  
 受取口座の口座情報が確認できる資料の画像（世帯主様名義の口座を指定してください）  
 （通帳、キャッシュカードの写真等※金融機関、店名・店番、口座名義（カナ）、口座番号が確認できるもの）

②郵送：申請期限までに下記お問い合わせ先まで電話し、後日郵送する書類に必要事項を記入し、添付書類とともに返送してください

- 添付するもの：  本通知表面の原本または写し  
 世帯主本人確認書類の写し（下記世帯主本人確認書類参照）  
 受取口座の口座情報が確認できる資料の写し（世帯主様名義の口座を指定してください）  
 （通帳、キャッシュカードの写し等※金融機関、店名・店番、口座名義（カナ）、口座番号が確認できるもの）

③市役所窓口に来庁：申請期限までに下記お問い合わせ先まで電話し、後日窓口に来庁し手続きしてください

- 持参するもの：  本通知表面の原本または写し  
 世帯主本人確認書類の写し（下記世帯主本人確認書類参照）  
 受取口座の口座情報が確認できる資料の写し（世帯主様名義の口座を指定してください）  
 （通帳、キャッシュカードの写し等※金融機関、店名・店番、口座名義（カナ）、口座番号が確認できるもの）

注記）令和8年3月10日（火）16時45分までに受取口座の変更または給付金受取辞退のお申し出がない場合、お知らせしている口座へ3月下旬に振り込みます

**給付金の受取を辞退される場合**

申請期限：令和8年3月10日（火）16時45分まで【必着】

①インターネット経由でのオンライン手続き：申請期限までに二次元コードからアクセスし手続きしてください

- 準備するもの：  本通知表面の画像  
 世帯主本人確認書類の画像（下記世帯主本人確認書類参照）

②郵送：申請期限までに下記お問い合わせ先まで電話し、必要な書類に加え、下記に署名し返送してください

- 添付するもの：  本通知の原本または両面の写し（署名欄に記入済のもの）  
 世帯主本人確認書類の写し（下記世帯主本人確認書類参照）

**署名欄**

給付金の受け取りを辞退します。

世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
-------	-----	----	---	---	---	---------

③市役所窓口に来庁：期日までに下記お問い合わせ先まで電話し、後日窓口に来庁し手続きしてください

- 持参するもの：  本通知の原本または両面の写し（署名欄に記入済のもの）  
 世帯主本人確認書類の写し（下記世帯主本人確認書類参照）

注記）令和8年3月10日（火）16時45分までに受取口座の変更または給付金受取辞退のお申し出がない場合、お知らせしている口座へ3月下旬に振り込みます

**世帯主本人確認書類**

マイナンバーカード（表面）／運転免許証（表裏）／健康保険資格確認書／年金手帳／介護保険証／パスポート等の写し【いずれか1つ】

**【お問い合わせ先】**

物価高騰対応くらし応援給付金コールセンター（設置期間：令和8年6月5日（金）まで）  
 TEL：077-561-2422（受付時間：平日午前9時から午後4時45分まで）  
 草津市総合政策部物価高騰対応重点支援室  
 「物価高騰対応くらし応援給付金」窓口（本庁舎1階）

（令和8年2月19日揭示済み）

## 草津市告示第30号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月19日

草津市長 橋川 渉

1 期 日 令和8年2月26日

2 場 所 草津市議会議場

(令和8年2月19日掲示済み)

## 草津市告示第31号

草津市図書館まつり事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和8年2月25日

草津市長 橋川 渉

草津市図書館まつり事業補助金交付要綱を廃止する要綱

草津市図書館まつり事業補助金交付要綱（平成29年草津市告示第195号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和8年2月25日から施行する。

(令和8年2月25日掲示済み)

## 草津市告示第32号

草津市史跡草津宿本陣入館料減免実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年2月26日

草津市長 橋川 渉

草津市史跡草津宿本陣入館料減免実施要綱の一部を改正する要綱

草津市史跡草津宿本陣入館料減免実施要綱（平成26草津市告示第126号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 <現行どおり> (市長が定める額等) 第 2 条 <現行どおり> (1)~(4) <現行どおり> (5) <u>くさつ華あかりフェスタ</u> 実行委員会がその行事に参加する者を入館させる場合 全額 (6) <現行どおり> (7) <u>くさつ桜まつり</u> に参加する者を入館させる場合 全額	第 1 条 <省略> (市長が定める額等) 第 2 条 <省略> (1)~(4) <省略> (5) <u>草津街あかり華あかり夢あかり</u> 実行委員会がその行事に参加する者を入館させる場合 全額 (6) <省略> <<改正後に新設>>

付 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 2 6 日から施行する。

(令和 8 年 2 月 2 6 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 3 3 号

草津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

草津市長 橋 川 涉

草津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱（平成 2 7 年草津市告示第 2 0 4 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条~第 9 条 <現行どおり> 別表 (第 2 条関係) (別添 1-1 のとおり) 別記様式第 1 号~別記様式第 6 号 <現行どおり>	第 1 条~第 9 条 <省略> 別表 (第 2 条関係) (別添 1-2 のとおり) 別記様式第 1 号~別記様式第 6 号 <省略>

付 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 2 6 日から施行する。

別添1-1

別表(第2条関係)

事業		交付額	
農地維持支払交付金		10アール当たり	《現行どおり》
資源向上支払交付金			《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》		《現行どおり》
田んぼダム加算		田	300円
増進加算		田	300円
		畑	180円
		草地	30円
みどり加算	長期中干し	田	800円
	冬期湛水	田	4,000円
	夏期湛水	畑	8,000円
	中干し延期	田	3,000円
	江の設置(作溝実施)	田	4,000円
	江の設置(作溝未実施)	田	3,000円
広域活動組織の設立 および活動支援班の 設置	《現行どおり》	設立時	400,000円

別添1-2

別表(第2条関係)

事業		交付額	
農地維持支払交付金		10アール当たり	《省略》
資源向上支払交付金			《省略》
《省略》	《省略》		《省略》
《改正後に新設》			《改正後に新設》
《改正後に新設》			《改正後に新設》
《改正後に新設》			《改正後に新設》
《改正後に新設》			《改正後に新設》
《改正後に新設》			《改正後に新設》
《改正後に新設》	《改正後に新設》		《改正後に新設》
	《改正後に新設》		《改正後に新設》
	《改正後に新設》		《改正後に新設》
	《改正後に新設》		《改正後に新設》
	《改正後に新設》		《改正後に新設》
	《改正後に新設》		《改正後に新設》
組織の広域化・体制 強化(承認から5年 間)	《省略》	1組織1年につき	80,000円